

**国際海上輸出コンテナ重量を確定する事業者として
届出・登録を行った事業者リストの公表を開始します
～本年 7 月 1 日からの施行に備えた準備を万全に～**

国土交通省は、本年 7 月 1 日より発効する改正 SOLAS（海上人命安全）条約（※）に基づいて、本年 4 月に関係省令等を整備し、国際海上輸出コンテナの重量の確定方法を制度化しました。

この制度においては、本年 7 月 1 日以降に船積みされる国際海上輸出コンテナの重量を確定する事業者等は、予め国土交通省への届出又は登録が必要になります。国土交通省は本日より、手続きが完了した届出・登録事業者のリストを公表し、随時更新していきます。

また、今月中旬に開催された国際海事機関（IMO）第 96 回海上安全委員会（MSC96）において、改正 SOLAS 条約の 7 月 1 日の発効に向け、運用方法等についていくつか確認がなされましたので、併せてお知らせいたします。

（※） SOLAS 条約は、旅客や船員の安全を確保するために必要な船舶の構造や救命設備などの技術基準等を定めた国際条約です。同条約は締約国の合意の下、必要に応じて改正が行われます。

1. 背景

SOLAS 条約及び関係法令に基づき、従前より、国際海上輸出コンテナの重量を船長に申告することが荷送人に義務づけられております。近年、重量の誤申告に起因するとみられるコンテナの荷崩れ等の事故が発生していることを踏まえ、重量の確定方法が、本年 7 月 1 日より発効する改正 SOLAS 条約に定められ、国土交通省は、本年 4 月に船舶安全法関係省令等の一部を改正し、国際海上輸出コンテナの重量の確定方法を制度化しました。

2. 届出・登録事業者の公表について

本年 7 月 1 日以降に船積みされる国際海上輸出コンテナの重量の確定を行う事業者等は、予め国土交通大臣に届出又は登録が必要となり、国土交通省では届出・登録の受付を行っているところです。国際海上輸出コンテナを扱う関係者がコンテナ重量の確定を行う事業者等を把握できるように、国土交通省は本日より、申請手続きが完了した届出・登録事業者について以下のリストを作成し、ホームページ上で公表します（随時更新してまいります）。

- 届出荷送人一覧(届出番号順) ([PDF](#)) ([Excel](#))

- 届出荷送人一覧(都道府県名順)([PDF](#))([Excel](#))
- 登録確定事業者一覧(登録番号順)([PDF](#))([Excel](#))
- 登録確定事業者一覧(都道府県名順)([PDF](#))([Excel](#))

なお、届出又は登録をされた者でなければ、本年7月1日以降に船積みされる国際海上輸出コンテナの重量の確定を行うことが出来なくなりますので、ご留意下さい。

3. 第96回海上安全委員会(MSC96)の結果

本年5月11日から20日にかけて、国際海事機関(IMO)本部(英国(ロンドン))にて、同委員会が開催され、今般の改正 SOLAS 条約について以下の点について確認がなされました。この確認は、改正 SOLAS 条約の内容や発効日を変更するものではなく、予定どおり本年7月1日からの発効は確定していますので、ご留意下さい。

○本年7月1日(発効日)より前に船積みされたコンテナについては、改正 SOLAS 条約に適合したコンテナの重量情報が無くとも国際海上輸出が可能。

○各締約国政府が、コンテナの国際海上輸出に関係する全ての当事者に対し、改正 SOLAS 条約の内容を確実に実施するため手続きの迅速化等柔軟な対応を講じること。

※本制度に係る概要や申請手続等は、以下のリンク先をご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html

【本件に関するお問い合わせ先】

国土交通省海事局検査測度課 日坂、羽田、橋本

TEL : 03-5253-8111 (内線 44-176、44-177、44-179)

03-5253-8639 (夜間直通)

FAX : 03-5253-1644